解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年五月八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月三日

岐阜県各務原市須衛町一丁目二〇一番地

特定非営利活動法人ごみGネット

代表清算人　田邉　櫻子

配当公告

茨城県猿島郡境町一六六六番地の一

破産者　下総工業株式会社

右の者に対する水戸地方裁判所下妻支部平成十九年（フ）第一七四号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七〇八、四二二、三〇九円

一、配当することのできる金額

金七八、二七五、六二四円

平成二十一年九月三日

茨城県古河市東本町二丁目三番六号

破産管財人　佐谷　道浩

配当公告

富山県射水市高場新町一丁目七番地、宣告時の住所富山県新湊市高場新町一丁目七番地

破産者　片山　和雄

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成十六年（フ）第九三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六七、四〇一、〇三三円

一、配当することのできる金額

金五一三、五四二円

平成二十一年九月三日

富山県高岡市野村七二四番地野村第一ビル二〇四号

破産管財人　山口　敏彦

配当公告

福岡県北九州市小倉北区田町三番一二号

破産者　合資会社小松商店

右の者に対する福岡地方裁判所小倉支部平成十八年（フ）第四三八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三〇、六七〇、九三三円

一、配当することのできる金額

一般債権　金一六一、八六三、四六二円

一、配当することのできる金額

一般債権　金三〇、六七〇、九三三円

平成二十一年九月三日

福岡県北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア二階大手町法律事務所

破産管財人　阿部　哲茂

配当公告

宮崎県宮崎市大塚町流合五〇八〇番地一

破産者　株式会社カマタ

右の者に対する宮崎地方裁判所平成二十年（フ）第五九五号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二三四、一七七、九三九円

一、配当することのできる金額

金三四、一三八、五一一円

平成二十一年九月三日

宮崎県宮崎市旭一丁目七番二五号

破産管財人　橋口　律男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県上北郡六ヶ所村大字平沼字追舘五八番地一、最後の住所青森県上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ上五二番地

被相続人　亡　橋本喜代太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月三日

青森県十和田市稲生町四番一三号第一田中ビル二階

相続財産管理人　弁護士　安澤裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区松島四丁目二八番、最後の住所東京都江戸川区平井三丁目三〇番二一一七〇九号

被相続人　亡　吉﨑　勇功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月三日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　落合　孝文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区向島二丁目一七番地の二、最後の住所東京都墨田区向島二丁目一〇番四号

被相続人　亡　田鹿　静江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月三日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビル四階

相続財産管理人　弁護士　大石　忠生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区友田町四丁目三番、最後の住所神戸市兵庫区里山町一番地の四六シーガルパレス神戸山の手二一二号

被相続人　亡　藤本　和幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月三日

神戸市中央区多聞通三丁目三番七号コウベセンタービル九階

相続財産管理人　弁護士　新井　大介

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第4項の規定により次のとおり公告します。

社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に同法施行規則第26条の5第1項に規定する認証申出書3通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成21年9月3日

東京都千代田区紀尾井町3番30号

社団法人不動産保証協会

記

商号又は名称（代表者の）氏名	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額	
有限会社ユニコ 代表取締役 菊田明紀	宮城県知事(2)4812	宮城県仙台市青葉区宮町5―7―2	1000万円	
株式会社K's ハウジング 代表取締役 川崎徳栄	宮城県知事(1)5504	宮城県仙台市宮城野区新田東2―14―6	〃	
佐藤不動産事務所 佐藤忠正	埼玉県知事(8)10794	埼玉県さいたま市緑区原山2―1―6	〃	
大神住宅株式会社 代表取締役 大神三郎	埼玉県知事(6)12826	埼玉県さいたま市緑区松木2―17―1	〃	
有限会社エーデルコーポレーション 代表取締役 我妻國男	埼玉県知事(1)20247	埼玉県上尾市柏座4―1―13	〃	
平21不保755	平21不保756	平21不保757	平21不保758	平21不保759

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市佐伯区五日市町大字上河内七番地七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山中　邦彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月三日

広島県呉市広大新開三丁目一番一八号、事務所広島市中区八丁堀一二番一号八丁堀第一鯉城ビル三階

相続財産管理人　弁護士　伊藤　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県善通寺市上吉田町四丁目一一九〇番地、最後の住所香川県坂出市青葉町三番一七号

被相続人　亡　溝淵　芳昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月三日

香川県丸亀市城東町二丁目一三番三六号

相続財産管理人　弁護士　嶋田　幸信